## 公立大学法人青森公立大学経営審議会規程

平成21年4月1日 規程第9号

改正 平成27年 3月規程第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款(以下「定款」という。)第19 条に規定する経営審議会(以下「経営審議会」という。)の運営について必要な事 項を定めるものとする。

(招集)

第2条 経営審議会は、定款第20条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

(職務代理)

第3条 定款第20条第3項に規定する議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第4条 経営審議会が必要と認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、 意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務

第6条 経営審議会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営 審議会が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。